

平成30年度第3回春日井市地域自立支援協議会議事録

- 1 開催日時 平成31年3月19日(火) 午後2時～午後4時
- 2 開催場所 文化フォーラム春日井2階 会議室A・B
- 3 出席者

【会長】

向 文緒 (中部大学)

【職務代理者】

田代 波広 (尾張北部障害者就業・生活支援センターようわ)

【委員】

望月 太郎 (基幹相談支援センターしゃきょう)

竹内 達生 (春日井市医師会)

角田 玉青 (春日井保健所)

梶村 明 (春日台特別支援学校)

川島 さとみ (春日井公共職業安定所)

菅井 勉 (春日井地域精神障害者家族会むつみ会)

須藤 幾子 (春日井市肢体不自由児・者父母の会)

加藤 鉦明 (春日井市社会福祉協議会)

飯田 由佳 (地域包括支援センター坂下)

加藤 久佳 (民生委員)

綱川 克宜 (尾張北部圏域地域アドバイザー)

【オブザーバー】

加藤 裕子 (春日苑障がい者生活支援センター)

日景 龍子 (障がい者生活支援センターかすがい)

佐藤 優子 (障がい者生活支援センターJHN まある)

住岡 亜美 (障がい者生活支援センターあつとわん)

【傍聴】10名

【事務局】

中山 一徳 (障がい福祉課長)

清水 栄司 (障がい福祉課長補佐)

山崎 俊介（障がい福祉課障がい福祉担当主査）
鈴木 亜也子（障がい福祉課認定給付担当主査）
金野 貴成（障がい福祉課主事）
吉村 勉（基幹相談支援センターしゃきょう管理者）
板津 和貴（基幹相談支援センターしゃきょう相談員）

4 議題

- (1) 障がい者生活支援センターの活動報告について
- (2) 連絡会及び部会の報告について
- (3) 医療的ケア児等の支援における関係機関の連携に関する協議について
- (4) その他

5 会議資料

- (1) 障がい者生活支援センター集計
- (2) 相談支援事業所 相談に関する報告
- (3) 基幹相談支援センターの報告
- (4) 障がい者生活支援センター連絡会の報告
- (5) 当事者団体連絡会の報告
- (6) 相談支援連携部会の報告
- (7) 運営会議の報告
- (8) 医療的ケア児等の支援における関係機関の連携に関する協議について
- (9) 障がい者虐待の通報・届出状況について

6 議事内容

議事に先立ち、会議は公開とし、議事録は要点筆記とすることを確認した。

◆議題1 「障がい者生活支援センターの活動報告について」

(望月委員) 資料1、資料2に基づき報告

(事務局 基幹相談支援センターしゃきょう 板津相談員) 資料3に基づき報告

(向会長) 須藤委員から事前にいただいたご意見・ご質問を紹介します。

資料2の2ページ【春日苑】にある通訳派遣についてです。前回11月の自立支援協議会でも外国人の言葉の問題は支援センター「かすがい」から報告されていました。

言葉の問題は今後も増えてくる可能性があると思います。福祉や医療等、専門的な知識

も必要となると思いますが、多様な言語に対応するために、通訳育成や通訳派遣について春日井市の対応を教えてください。とのことですが、春日井市の対応について報告をお願いします。

(事務局 鈴木主査) 通訳派遣については市民生活部市民活動支援センターにて、通訳ボランティアの派遣を実施しています。利用料は無料で、市内公共施設への派遣のみとなります。通訳者はボランティアであることから、要件は日常会話ができることのみで、専門的な会話は難しいため、市内の公共施設のみでの利用となっています。市の事業以外では、春日井市国際ネットワークという市民団体が通訳派遣を行っているとのこと。通訳ボランティアの育成については、通訳の技術向上を課題としてとらえていますが、研修などの実施予定はないとのこと。

また、医療機関となる春日井市民病院では、24時間365日電話での通訳を実施している「あいち医療通訳システム」に登録しています。しかしながら現場では、医師が英語を話せることや、看護師が多国籍な状況であるため、困ることはなく「あいち医療通訳システム」の利用実績はないとのこと。

(須藤委員) 施策推進協議会においても、外国籍の障がい児に関する話題がでました。また、特別支援学校の卒業生にも、外国籍の方が数名いました。障がい福祉サービス等は専門的な会話が必要となるので、専門的な会話が可能で通訳が増加することを望みます。

(向会長) 引き続き須藤委員から事前にいただいたご意見・ご質問を紹介します。

資料2の3ページ【あつとわん】の報告にある【保育園の入園について】ですが、医療的ケアのある方は安全の確保ができないとか、看護師配置がないという理由で入園が難しいということもあると思います。身体障がいの方も、特別支援保育を実施している保育園でも入園できないのですか。現状を教えてください。とのご質問ですが、回答をお願いします。

(事務局 鈴木主査) 特別支援保育は3歳から5歳までの児童に対して実施するものであり、平成31年4月からは公立保育園29園中18園で実施します。

現在、保育園では、看護師がいいため、医療的ケアの対応はできません。そのため、保護者の協力が必要となることから医療的ケア児については保育園の利用には至っていませんが、身体障がいがあるからという理由で一律的に入園ができないわけではないとのこと。

年度途中の入園については、保育園の空き次第となります。0歳から2歳児は空きが

ないため、ほぼ難しい状況ですが、3歳から5歳児は保育園によってはご案内できることもあるとのこと。

(向会長) 引き続き須藤委員から事前にいただいたご意見・ご質問を紹介します。

資料2の4ページ【しゃきょう】の報告にある【行政機関等における「合理的配慮」の見直し】についてです。災害時において、速やかに福祉避難所に避難させることができるよう、平時から対象者の現状等を把握することが望ましい。とあります。春日井市では、東日本大震災後に要配慮者名簿を作成すると聞いていましたが、支援が必要な方の把握はできていますか。また、記載の通り、医療的ケアのある方の呼吸器等の電源確保などを含め、福祉避難所の再検討を望みます。とのご質問、ご意見ですが、事務局から回答をお願いします。

(事務局 鈴木主査) ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人で、災害時に情報提供や避難所への避難支援を必要としている人に対して、区、町内会などの協力による避難時の支援の希望者を把握する「災害時要援護者支援者名簿」があります。これは、本人からの申し出によるもので、登録が必要となり、現在約870人が登録しています。登録に対する周知は、現在、広報への掲載、年に1度各町内会の回覧を実施しています。平成31年度からは障がい福祉サービスガイドに掲載し、周知を図ることとしています。

そのほかの名簿としては、要介護度3以上の方、重度の障がい者手帳所持者及び一人暮らしの高齢者の方を抽出した「避難行動要支援者名簿」を作成しています。現在16,034人が登録されています。

呼吸器等の電源確保については、避難所にある発電機への精密機器の直接の接続は、医療機器が壊れる恐れがあるという課題があります。災害の対応部署である市民安全課でもそういった状況は把握しており、今後は、市と当事者の方が相互の備えや動きについて意見交換を重ねていくことが必要であると考えています。

(須藤委員) 東日本大震災後に作成された避難行動要支援者名簿については、災害時に個人情報本人の同意なしに提示されるということになるのですか。

(事務局 鈴木主査) 避難行動要支援者名簿は、通常時には公開するものではありませんが、災害時には必要な関係機関には開示していくこととなっています。

(須藤委員) 避難時の電源確保についてですが、市民病院との連携はありますか。

(事務局 鈴木主査) 現時点では、市民病院が確保している災害時の電源は、病院運営に使用するものであるため、連携については、検討を行う必要があると考えています。

◆議題2「連絡会及び部会の報告について」

・障がい者生活支援センター連絡会

(望月委員) 資料4に基づき報告

・当事者団体連絡会

(菅井委員) 資料5に基づき報告

・相談支援連携部会

(綱川委員) 資料6に基づき報告

・運営会議

(事務局：鈴木主査) 資料7に基づき報告

(須藤委員) 計画相談支援についてお尋ねします。計画相談の100%を目指す中で、数字ばかりが追われていて、障がい者の方に寄り添うというか中身が追いついていないのではないかという思いがあります。障がい者生活支援センターの相談員は、今までの相談支援に計画相談支援が加わっていて大変な状況となっていると推測します。しかし、報告等ではあまりそういった意見がうかがえないため、相談員として人員は足りているのか、また、計画相談支援について数字の達成だけでよいと考えているのかお聞きしたいと思います。

(向会長) 須藤委員の質問について、各支援センターの方に回答いただきと思います。

(望月委員) 日中活動系のサービス利用者に対して計画相談支援が義務となるとかなり厳しくなると思います。しかし、基本相談の時間を削るわけにもいかないため、時間外が増えると想定しています。また、相談の質については、指定特定相談支援事業所からも件数が増えるとモニタリング等でタイムリーに連絡がとれないなどの話を聞きます。質と量の両立は、難しい問題だと思いますが、支援センターとしてのバックアップ体制を含めて、どのようにしていくのがいいのか支援センターの中でも考えていく必要があると思います。

(障がい者生活センターJHNまある 佐藤相談員) 当支援センターでは事業所内での情報共有、連絡を密にすることで、対応しています。人員が十分とは言えないですが、今後は法人として増員も検討するなど、フォローできるとよいと考えています。

(春日苑障がい者生活支援センター 加藤相談員) 計画相談支援を新たに始めたことで、事務量が増え、業務量が増えたと感じています。来年度の人員に変更はないため、業務量も継続されると考えています。

(障がい者生活支援センターあっとわん 住岡相談員) 計画相談支援を始めることで、モニタリング等があり業務が増えていると感じています。今までの基本相談では、アドバイ

スや情報提供をすることで保護者が行動し収束する相談も多かったため、継続的な支援が求められる計画相談支援が増えていけば業務量は増えていると思います。

平成31年度からは障がい児も小学校5年生以上は、義務化の対象となるので、そのタイミングで計画相談支援の依頼は一気に増加すると考えています。法人内の事業所の利用者と支援センターへの相談者の計画相談支援を行うことを効率的に行う必要がでてくると考えています。

(障がい者生活支援センターかすがい 日景相談員) 基本相談と計画相談支援の両立は難しいと考えており、時間外業務は現状でも避けられない状況が続いています。当センターで計画相談支援を受けたいという方については、順次対応することで進めている状況ですが、平成31年度は、日中活動系のサービス利用者に義務化がされるため、計画相談支援を希望する方が増加すると思われま。

(向会長) 障がい者生活支援センターの状況を記録に残していくことが必要だと感じます。その他に、ご質問あればお願いします。

(菅井委員) 資料3の6ページ 1(4)③の愛知県尾張北部医療圏域精神障害者地域移行支援コア機関チームの活動について、圏域の現状及び課題の分析、支援体制整備の在り方、研修や啓発等の地域移行推進に関する活動を行ったとありますが、圏域内の現状、課題、これからの課題等議論された内容を教えてください。

(向会長) 現状等について、綱川委員、詳細をご説明ください。

(綱川委員) 地域移行については、より活性化させないといけないという現状があります。地域移行の個別給付は、件数は低調になってしまっているのですが、コア機関チームでは、それらをより活性化させるためにはどうすべきかについて話し合いました。結果として、一番はご本人への退院への意欲喚起が必要なのですが、いきなり本人に対して意欲喚起を行う前に、本人を支える病院のスタッフに地域移行についての知識を習得してもらい支援者を増やすことが必要だということになりました。そのため、病院のスタッフに対して職員研修として、地域移行についての研修を実施しました。今度も病院職員への研修を行い、本人の意欲喚起へ繋げていきたいと考えています。会議に参加した保健所の角田委員、望月委員から補足があればお願いします。

(角田委員) 地域移行支援の利用の活性化を図るために、本人の周囲にいるスタッフへのアプローチを行っています。地域移行の受け皿となる施設の整備については、コア機関チームの活動で解決策を出せるところではないですが、圏域内の自立支援協議会等でコア機

関チームの活動の報告をしていきながら、各市町に働きかけができるといいと思っています。

(望月委員) 医療機関での研修を実施しましたが、退院された方の事例を紹介させていただくことで、失敗しつつもなんとか地域で生活している現状を伝えることができました。

◆議題3 「医療的ケア児等の支援における関係機関の連携に関する協議について」

(事務局 鈴木主査) 資料8に基づき報告

(向会長) 竹内委員から事前にいただいたご意見・ご質問を紹介します。

医療的ケア児等の支援の連携については、従来は就学にまつわる課題でしたが、社会の要請が法律に書き込まれることで、福祉サービスの課題に広がりました。気道吸引と経管栄養はきわめて日常的なことです。生命に直接かかわる手技であり、善意や熱意で引き受ける職員が大変重い責任を背負う行為でもあります。連絡調整体制整備の要請に応じて、安全な手技の普及、手技に熟練した職員・施設へのアクセス情報の提供、事例検討を通じて需要にみあう供給の掘り起こしなど、専門家同士の意見交換はもちろんですが、善意の現場を委縮させないきちんとした責任保障体制の確立が何よりも大切と考えます。地域での生活を望む児者が安心して医療的ケアを得られるためには、現場の熱意をきっちり支える体制が何よりも必要です。とのご意見をいただいております。専門家同士の意見交換の場を設けること、現場の熱意を支える責任保障体制の確立についてのご意見と思いますが、責任保障体制がどのようになっているのか現状を知りたいと思います。事務局で把握していることがあれば報告をお願いします。

(事務局 鈴木主査) 本日、欠席をしている市川委員から福祉サービス事業所の現状について事前に報告いただいておりますので、代理として報告させていただきます。

事業所指定要件の手引きにも、損害賠償責任が記載されています。事業所指定を申請すると県からは、損害賠償保険の加入状況を口頭で確認されます。損害保険会社からは、医療介護事業者向けの損害保険が販売されています。被害者に対しての補償は事業所が対応し、過失であれば、加害従事者に賠償責任を負わせることはないです。医療的行為を含む介護であっても、介護業務の一環として会社業務による行為としてとらえられるため、事業所が賠償責任を負うとのことです。

(竹内委員) 医療的ケア児について、いろいろな可能性を広げるために先進的に熱意を持って職務にあたっている職員がいても、そういった職員が疲弊してしまい、せっかく立ち上げた体制が崩れてしまうことがあります。そのため、そういう熱意を持った現場を支え

る体制づくりを考える必要があると思っています。どのような体制があれば現場を支えられるかについて考えることができればよいと考えます。

(向会長) 新しいことに挑戦する人が苦しんでしまうことはあるかと思います。抱えている困難や課題を表明して、自分の所属とは違う立場の人から、違うアイデアをもらう機会があることで精神的に支えられることもあると感じます。そういうことも含めて協議できる場ができるとよいと思います。その他にご質問はありますか。

(加藤敏明委員) 協議の場について、資料8の案2は、委員への報酬が必要であるが来年度は予算計上がないとあります。現実として案2の選択は可能ですか。

(事務局 鈴木主査) 案2として協議会を設置するということになる、条例等の整備や予算が必要となるため、来年度すぐに協議会を立ち上げるということは難しいです。しかし、来年度から案2の実現に向けた準備を進めることはできるので、本日の協議の意見が協議会の設置は必要ということであれば、その実現に向けた取り組みを進めていくことになります。

(須藤委員) 現場の方が多くかかわってもらえる案1の方がよいと思います。現場の方がかかわってもらえることで現状の把握が可能になると思います。医療的ケアを実施する事業所数が少ないので、近隣市町の状況も把握するとともに連携を深めてほしいと思います。

(向会長) 案1、2についてご意見いただいていますので、各委員からそれぞれご意見いただきたいと思います。

(望月委員) 準備段階として実態把握とニーズ把握をしっかりと行わないといけないと思います。現状として医療的ケアの必要な全ての方が相談支援につながっているわけではないと思いますので、実態を現場の方から聞き取っていく必要があると思うので案1がいいと思います。

(竹内委員) ニーズの把握ができていないと感じます。そのため、相談支援事業所の相談員などから医療的ケアに関する事でこの地域にどのような問題があるかを引き出してもらって、その課題に対して必要なメンバーを選出していくというような様子を見て進めていく案1がいいと思います。

(角田委員) 案1と案2の違いは、案1は上部の組織体を本協議会が担うことになるということかと思います。現場の方は、とても迷いながらも熱意と情熱をもって支援に携わってくださっていると感じます。支援として行っている範囲などに迷う場面はあると思いますので、弁護士の方など法律の専門家を連絡会などのメンバーに加えてもらえると法的な

判断のサポートになると思いました。

(梶村委員) 春日台特別支援学校は知的障がいの児童が通っている学校になります。そのため、医療的ケアについての現場感があまりないのが実情であるので、段階的に進めていく案1がいいと思います。また、小牧特別支援学校では、医療的ケアを対応するために看護師の配置がされており教員は教育活動に専念できる状況にあると伺っています。そういった現状も踏まえて学校現場での現状を把握するためにも教育現場に携わっている職員などとも連携してもらえるといいかと思いました。

(川島委員) 直接支援に携わられている方が集まる案1がいいと思いました。連絡会を進めていくにあたっては、会を先導する役割の方を学識経験者の方から選任されるといいと思いました。

(菅井委員) 案1から進めるのが妥当であると思えます。案1の連絡会の頻度を2月に一度としていることには理由はありますか。

(事務局 鈴木主査) 事例を集積することが目的の1つなので、毎月開催までの必要はないのではないかという判断で2月と記載していますが、頻度についても今後検討していけたらと思います。

(綱川委員) 結論を先に言うと、案1に賛成です。尾張北部圏域内では医療的ケア児支援についての検討を行っている自治体は2団体のみであり、春日井市は尾張北部圏域内では相対的に先行していると思えます。この問題については、児童福祉法と医療の両方が関わっていることから、主管課がはっきりせず議論に至っていない市町もあります。協議の場については、国の指針で、設定することが示されていますが、国の指針の中でも何を検討するかの具体的な検討事項が決まっておらず地域の実情に応じて考えてくださいとなっています。そのような中で、絶対に避けなくてはならないのは、協議の場が形骸化することであるため、現状はまだ具体的に検討する内容の合意を図っていく段階であることを踏まえれば案1の実際の支援に携わっている方々の集まりからじっくり検討して進めていくことが適当であると感じました。

また、他市町との連携について、少し発展した検討事項になるかと思いますが、NICUを持つ病院のソーシャルワーカーから、医療的ケア児の支援について連携を強化していくことは賛成だけでも、医療的ケアが必要な方が退院する際に実施する退院カンファレンスについて、市町ごとに窓口がバラバラになることは避けてほしいとの意見がありました。

(加藤久佳委員) 実態把握という意味から案1がいいと思います。先日、保育関係者から、保護者の働き方に対して働かないという選択も含めて、いろいろな選択があつていいのではないかとの意見がありました。医療的ケア児の保護者にしても、いろいろな考えの方がいると思うので、まず実態把握し、保護者の希望を把握することが必要と思いました。なので、案1がいいのではないかと思います。

(飯田委員) 高齢者の支援を行う中で、支援に迷う場面が多くあり、支援者の集まりを作ることは、支援者を支える仕組みづくりにつながることもなると思います。個別ケースの情報、解決策が集積されることでいろいろな手立てになると思いました。

(加藤敏明委員) 国からの施策の中で協議の場を設定するということが先行していて、具体的な内容が示されていない中で、協議会を設定することは時期尚早だと感じました。そのため、案1でいう連絡会の中で、具体的な取組を検討していくことが必要だと思います。議論が進んで、現場の熱意を支えるような声明などを出すことができるようになると思います。

また、連絡会で行った事例の共有について、本会議での報告だけでは、なかなか理解できないことがあるので、連絡会の議論に委員も参加できるよう仕組みがあると、報告の理解が進むと感じました。

(須藤委員) 現場の方が多く関わってもらえる案1をお願いします。医療と福祉がつながることだけでも前進だと思います。そこでの意見交換の中で社会資源が不足しているという現状把握で終わらず、解決に向けた前向きな協議が行われることを希望します。

(田代委員) 各委員の立場でいろいろな意見がいただけ、活発な議論になったと思います。
(向会長) 活発なご意見をいただきありがとうございます。医療的ケア児者の協議については、医療的ケアを受けている方も、その他の障がいがある方と同じように支援を受けられるようにという目的はあり、そのために何ができるのかを考えていくこととなります。医療的ケアを受けている方は全体から見ると少数派になってしまうため、明確に焦点を当て連絡会を設けることは意義のあることになると思います。委員の方々からいただいたご意見から案1の方向で進めていければと思います。

◆議題4「その他について」

- ・障がい者虐待の通報・届出状況について

(事務局：吉村課長補佐) 資料9に基づき報告

各委員にその他意見がないことを確認し、閉会した。

令和元年5月24日

会 長 向 文 緒

職務代理者 田 代 波 広